

各位

名古屋商工会議所  
貿易証明担当

## 一般原産地証明書等（非特惠）貿易関係証明手数料の改定について

本所では、一般原産地証明書等（非特惠）に係る証明手数料について、1994年1月の改定以降、約30年にわたり料金を据え置き、利用者の皆さまのご負担軽減に努めてまいりました。この間、社会環境や貿易実務を取り巻く環境は大きく変化し、

- ・申請内容および審査内容の高度化・複雑化
- ・即日発給体制の維持
- ・申請方法の多様化への対応（オンライン申請を含む）
- ・人件費や運営経費の上昇 など

貿易関係証明サービスを安定的かつ継続的に提供するために要するコストは大きく増加しております。

これまで本所では、業務改善や利用形態見直しなどの内部努力によりこうしたコスト増加を吸収し続けてまいりましたが、**現行の料金体系を維持したまま、今後も円滑で確実な証明サービスを提供し続けることが困難な状況となりました。**

また、これまで申請方法や利用形態の見直しに応じて、一部の利用区分については段階的な手数料改定を行ってききましたが、**今回は一般原産地証明書等（非特惠）に係るサービス全体について、継続的な提供体制を維持するためにすべての利用者の皆さまにご負担をお願いする改定を行う判断に至りました。**

このため、**一般原産地証明書等（非特惠）に係る登録料、証明手数料および証明用紙料金を、下記のとおり改定させていただきます。**

利用者の皆さまにはご負担をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げますとともに、何卒、本改定の趣旨をご理解賜りますようお願い申し上げます。

本所といたしましては、今後も引き続き、迅速かつ適確な貿易関係証明サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 改定日：2026年4月1日（水）

2. 改定対象

一般原産地証明書等（非特惠）に係る登録料、証明手数料および証明用紙料金  
詳細は「別紙1：手数料改定後の料金一覧」をご覧ください。

※日本商工会議所が所管する特定原産地証明書（EPA等）は、今回の改定対象には  
含まれません。

※3月31日までの申請が混み合うことが予想されますので、余裕を持った  
申請をお願いいたします。

以上

<本件担当者>

名古屋商工会議所 企画部・インフラ国際ユニット 貿易証明担当 TEL：052-223-5725

## 一般原産地証明書等（非特惠）

## 手数料改定後の料金一覧

本料金は、2026年4月1日以降の申請分に適用されます。

特定原産地証明書（EPA等）は今回の改定対象ではありません。

		新料金		旧料金	
		会員	非会員	会員	非会員
登録料		無料	22,000円	無料	11,000円
証明手数料(1件)	原産地証明	1,650円	4,950円	1,100円	3,300円
	サイン証明	1,650円	4,950円	1,100円	3,300円
	インボイス証明	1,650円	4,950円	1,100円	3,300円
	会員証明	無料	-	無料	-
	日本法人証明	1,650円	4,950円	1,100円	3,300円
原産地証明書用紙	プリンタ用 100枚/梱包	880円	880円	660円	660円
	プリンタ用 500枚/梱包	4,400円	4,400円	3,300円	3,300円
貿易証明クーポン	11枚綴り	16,500円		11,000円	
	55枚綴り	82,500円		55,000円	

全て消費税 10%込み

※窓口申請、オンライン申請ともに上記新料金となります。

※新料金の貿易証明クーポンは2026年3月2日(月)AM9:00より

先行販売いたします。

ただし、ご使用いただけるのは2026年4月1日以降となりますので

十分にご注意ください。

※旧料金クーポンをお持ちの場合の差額対応については、

「別紙3：＜新旧料金の差額の具体的な対応について＞」をご確認ください。

## 一般原産地証明（非特惠） 料金改定に関するご質問

名古屋商工会議所 貿易証明担当

---

Q1. 今回の手数料改定は、どの利用者が対象ですか。

A. 一般原産地証明（非特惠）をご利用のすべての利用者（会員・非会員を含む）が対象となります。本改定は、特定の利用者区分のみを対象とするものではありません。

---

Q2. なぜ今、手数料改定を行うのですか。

A. 一般原産地証明（非特惠）に係る手数料については、**制度全体として、長期間にわたり大きな改定を行わず運用**してきました。

（※利用形態や申請方法の見直しに応じて、一部で改定を行った時期はあります）

この間も、申請件数の増減や業務環境の変化に対応しながら、安定した証明サービスの提供に努めてきましたが、今後も円滑かつ確実にサービスを提供し続けるため、手数料の見直しが必要と判断しました。

---

Q3. オンライン化しているのに、なぜ値上げになるのですか。

A. オンライン申請は、コロナ禍における業務継続確保や、貿易手続き電子化という世界的な流れに対応するために導入しました。

一方で、確認・審査作業は人による判断が前提となっており、さらにシステム関連業務の増加やオンラインと窓口の並行運用などにより、必ずしも業務の省力化につながるものではありません。こうした状況も踏まえ、今回の改定に至っています。

---

Q4. 現在保有しているクーポンは、値上げ後も使用できますか。

A. はい、値上げ前に購入されたクーポンも引き続きご利用いただけます。

ただし、改定後の手数料との差額が生じる場合には、差額分のお支払いが必要となります。

---

Q5. クーポンの差額対応はどのようにになりますか。

A. 差額の考え方や具体的な対応方法は、クーポンの種類や利用方法によって異なります。特に、複数の乙仲（通関業者）を通じて申請されている場合には、実務上の整理が必要となるケースがあります。差額対応の具体的な手続きについては、別紙3「<新旧料金の差額の具体的な対応について>」にてご案内していますので、あわせてご確認ください

Q6. クーポンの管理や請求方法について、特別な対応はありますか。

- A. クーポンの管理方法や請求対応については、各社の実務フローにより状況が異なります。差額対応の具体的な手続きについては、別紙3「<新旧料金の差額の具体的な対応について>」にてご案内していますので、あわせてご確認ください。

Q7. 今後、再度の値上げはありますか。

- A. 現時点で、直ちに再度の改定を予定しているものではありません。  
今後も業務改善や運用の見直しを行いながら、安定的なサービス提供に努めてまいります。

Q8. 特定原産地証明書（EPA等）の手数料も変更になりますか。

- A. いいえ、日本商工会議所が所管する特定原産地証明書（EPA等）については、現行どおり今回の手数料改定の対象ではありません。

本改定は、一般原産地証明書（非特惠）のみを対象とするものです。

## 参 考

「一般原産地証明書等（非特惠）」の各種料金改定スケジュール							
	1月	2月	3月	4/1 改定	4月	5月	6月～
旧クーポン （紙）	55枚綴り販売		11枚綴り販売		差額を現金でお支払い いただければご使用可能		
新クーポン （紙）			クーポン交換申請受付		販売 & ご使用可能		
オンライン クーポン	旧料金販売		先行販売 ※ご使用不可		新料金販売 差額確認 & 電子請求書発行		
用紙	旧料金販売		新料金販売				

以 上

## <新旧料金の差額の具体的な対応について>

本資料は、一般原産地証明書（非特惠）に係る手数料改定後の差額対応についてご案内するものです。

日本商工会議所が所管する特定原産地証明書（EPA等）は、今回の手数料改定の対象ではありません。

### 【窓口申請（紙申込み）編】

#### ① 新規（2026年4月1日以降）で申請する場合

Q. 支払方法には変更がありますか。

A. 支払方法に変更はありません。

窓口にて、新料金（別紙1：手数料改定後の料金一覧）に基づき、

- ・現金でのお支払い
- ・新料金のクーポンのご購入・ご利用のいずれかをご利用ください。

Q. 新料金に改定された後も、クーポン（11枚綴り・55枚綴り）は販売されますか。

A. はい。2026年4月1日以降も、窓口および下記購入申込画面にて、従来どおり販売します。<https://answer.cci.nagoya/infra/?code=31288ffa>

#### ② 旧クーポン（額面1,100円/枚）が「バラの枚数単位」で残っている場合

Q. 旧クーポンの払い戻しはできますか。

A. 誠に恐縮ですが、旧クーポンの払い戻しはできません。

Q. 旧クーポン（1,100円）を1枚ずつ使うことはできますか。

A. はい。1枚につき1,100円分としてご利用いただけます。

不足額（550円）は、申請時に窓口で現金にてお支払いください。

差額分の領収書を発行します。

Q. 旧クーポンを複数枚まとめて使うことはできますか。

A. はい。旧クーポン（1,100円）3枚で、  
新料金2回分としてご利用いただくことが可能です。

---

Q. 旧クーポンの残り枚数分を、新クーポンに交換できますか。

A. はい。2026年3月1日以降、  
旧クーポンの残り枚数分と差額（1枚あたり550円）をお支払いいただくことで、  
同枚数の新クーポンと交換できます。

---

### ③ 旧クーポン（額面1,100円/枚）が「冊単位」で残っている場合

Q. 旧クーポン3冊を、新クーポン2冊に交換できますか。

A. はい。2026年3月1日以降、  
旧クーポン（11枚綴り）3冊で、新クーポン2冊と交換可能です。  
55枚綴りの場合も同様の対応となります。

---

Q. 旧クーポン1冊を、新クーポン1冊に交換できますか。

A. はい。旧クーポン1冊と差額をお支払いいただくことで、  
新クーポン1冊と交換できます。  
差額分の領収書を発行します。

---

### ④ 証明用紙について

Q. 証明用紙の取扱いに変更はありますか。

A. 窓口販売分については、2026年4月1日以降の購入分から新料金となります。  
旧料金で購入された証明用紙は、4月以降もそのままご使用いただけます。  
証明用紙については、差額対応は行いません。

**【オンライン申請編】**

## 支払方法について

Q. 支払方法に変更はありますか。

A. 変更はありません。クーポン購入（前払い）またはクレジットカード決済（後払い）をご利用ください。

## 後払い（クレジットカード決済）の場合

Q. 料金はいつから変わりますか。

A. 2026年4月1日以降の発給申請分（※再申請分含む）から、新料金が適用されます。

※3月31日以前の申請分が保留になった際に再申請される場合においても、再申請日が4月1日以降の場合には新料金が適用されます。

## 前払い（オンラインクーポン）の場合

Q. 新料金はいつから適用されますか。

A. 2026年4月1日以降に購入されるクーポンから、新料金が適用されます。

## 旧料金で購入したオンラインクーポンの取扱い

Q. 旧料金で購入したオンラインクーポンは利用できますか。

A. はい。2026年4月1日以降もご利用いただけます。

ただし、2026年3月31日17:30時点での未利用枚数に応じた差額分を、後日まとめてご請求させていただきます。

## ○差額請求・対応について（概要）

- 差額は、2026年3月31日17:30時点の未利用枚数を基準に算定します
- ご請求書は、登録されている貿易登録担当者宛にメールで送付します
- お支払いは、請求書記載の指定口座への**銀行振込**となります
- オンラインクーポンを今後利用しない場合は、**破棄手続き**を行うことで差額のお支払いは不要となります
- クーポンの払い戻しはできません

※詳細なスケジュールや手続きについては、別紙4をご確認ください。

**オンラインシステム（eCO 貿易関係証明発給システム）で  
2026年3月までに購入されたオンラインクーポンをお持ちの方へ**

2026年4月1日より証明手数料を改定させていただきます。2026年3月31日までにオンラインクーポンを購入され、同日 17:30 時点で未利用のオンラインクーポンをお持ちの方には、以下のスケジュールで未利用クーポンの手数料差額分をご請求させていただきます。

何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**よくいただくご質問**

Q：旧料金で購入したクーポンは4月に利用できなくなりますか？

A：料金改定後（4月）も、お持ちのクーポンはオンラインシステム上で通常どおりご利用いただけますが、差額が未払い状態となるため、このたびご請求させていただきます。

オンラインクーポン差額のご請求スケジュール	
～3/31	【貴社】オンラインクーポンをご購入
3/31	【名商】未使用クーポン残枚数を確認
4月下旬	【名商】差額ご請求書メール送付 (貿易登録ご担当者様宛)
～6/30	支払期日（予定）

Q：旧料金で購入したクーポンは、必ず全枚数分の差額を支払わねばなりませんか？都度払えますか？

A：オンラインシステムの機能上、クーポンはご利用の都度差額をお支払いただくことができません。今後ご利用の予定がある場合は、全枚数分一括（＝今回ご請求額）のお支払をお願いいたします。

Q：しばらくオンラインクーポンを利用する予定がないのですが？

A：オンラインクーポンには利用期限がございません。しばらくご申請の予定がない場合でも、今後利用される可能性がある場合は、大変恐縮ですが全枚数分の差額をお支払いただきますようお願いいたします。

Q：オンラインクーポンはもう利用しません。差額を支払わないといけませんか？

A：未利用のオンラインクーポンを破棄することに同意いただける場合は、お支払は不要です。但し、クーポンの払い戻しは一切できませんのでご注意ください。破棄のお手続きは以下のとおりです。

<旧料金クーポン破棄を希望される場合のお手続き>

請求書送付後に“eco-boueki8422@nagoya-cci.or.jp”宛に、タイトル「旧料金のオンラインクーポン破棄希望(貴社名)」とご記載いただき、本文に「貴社名」「貿易登録番号」「請求書番号」「残クーポン枚数(請求書に記載があります)」を記載してください。

当所にてシステム上のクーポン数を調整後、メールにて完了のご報告を差し上げます。不要となった請求書(メール送付)は、そのまま破棄ください。

Q: 請求金額はどのように決められているのですか?

A: 2026年3月31日17:30時点で未利用のオンラインクーポン残枚数に、手数料の差額をかけた金額をご請求しています。

※以下は代表的な例です。

手元に旧クーポン残り35枚ある場合、差額分(35枚×550円)19,250円を請求させていただきます。詳しくはご請求書、またはご請求書送付メールの文面をご確認ください。

Q: 請求書は誰宛てに、いつ送付されていますか?

A: 対象企業の貿易登録担当者(4月3日時点)としてご登録されている方のメールアドレスに4月下旬頃に送付します。メールには請求書のPDFを添付しています。なお、請求書は郵送いたしません。

Q: 請求された差額は、現金、クレジットカード決済で支払えますか?

A: 大変申し訳ございません。現金、クレジットカード支払いはご利用いただけません。請求書に記載の指定口座へお振り込みいただくようお願い致します。

以上